

契約保証金の取り扱いについて

1. 契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付する場合(島根県会計規則第69条)

・落札者は、契約を締結する前に島根県教育庁埋蔵文化財調査センター所長に契約保証金を納付すること。

2. 納付の免除を受ける場合

(1) 契約保証保険契約による場合(島根県会計規則第69条の2第1号)

・この入札について、島根県教育庁埋蔵文化財調査センター所長を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を契約の締結前に提出すること。

契約保証金の納付に用いる「小切手」例

小 切 手	
支払地	松江市〇〇 株式会社 〇〇〇〇銀行 〇〇支店
金額	¥2,000,000★
上記の金額を 持 参 人 殿へこの小切手と引き替えに お支払い下さい。	
振出日	令和8年〇月〇日
振出地	松江市
拒絶証書不要	株式会社 〇〇〇〇銀行 〇〇支店 支店長 〇 〇 〇 〇 印

ポイント①
交換所が松江であること！

ポイント③
=引として下さい！

ポイント②
銀行振出であること！

注意点

ポイント① 交換所は松江としてください。 } ①と②は必須条件です。
ポイント② 銀行振出としてください。

ポイント③ 小切手搬送時のリスク軽減のために=としていただければ助かります。

※金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手で、松江市内の交換所で即時交換出来るもの。